

令和 7 年度 波多野歯科医院臨床研修プログラム(管理型)

I. プログラムの名称

波多野歯科医院臨床研修プログラム(管理型)

II. プログラムの特色

地元をはじめ、県外から多数の患者さんが来院するため様々な患者さんと接触すると共に、多くの症例を経験、実践できる。また、従来の歯科分野の治療のみならず、インプラントの理論及び咬合理論を含めた実践的な歯科治療を学べる。患者教育としてドクターによる TBI(約 1 時間)を行う伝統があり、予防及び治療に関する患者さんのデンタル IQ を高める姿勢を身につけることが出来る。三次医療機関において、医師とベースを共有する救命救急治療の基礎知識、実技を習得できるのみならず病診連携の理解と実践を学べる。臨床プログラム中期には「一口腔一単位制」のもと治療方針立案から診療まで担当できる。また、院内ラボがあるため、技工士と連携が容易である。

III. 臨床研修の目標

患者さんの気持ちを尊重することを常に医療の実践の基軸とし、歯科医師として 日常診療で頻繁に遭遇する疾病や病態に適切、確実に対応できるように基本的な臨床能力(態度、技能、知識、判断力等)を修得することを本プログラムの目的とする。

数多くの患者さん、臨床理論に裏打ちされた診療を行う指導歯科医、最新の医療設備、高水準の消毒・滅菌システム、有能で協力的な Co-workers、内外の卓越した講師を招いての勉強会等に囲まれた研修環境下で生涯にわたる自己研鑽の足場をつくる。

IV. 参加施設及び指導体制

(1) 管理型臨床研修施設

施設名 波多野歯科医院
管理者 院長 波多野 尚樹
プログラム責任者 院長 波多野 尚樹

(2) 協力型(Ⅰ)臨床研修施設

施設名 東京医科大学病院
研修実施責任者 近津 大地
指導歯科医 近津 大地 他10名

(3) 協力型(Ⅱ)臨床研修施設

施設名 ファミリー歯科医院
研修実施責任者 高田 孝俊
指導歯科医 高田 孝俊

施設名 波多野デンタルオフィス新都心
研修実施責任者 山口 将彦
指導歯科医 山口 将彦、縣 光毅、永井 太一

(4) 指導体制

本研修プログラムの責任者は院長波多野尚樹とする

指導総括責任者(指導歯科医) 波多野 尚樹
研修実施責任者(指導歯科医) 波多野 尚樹
指導歯科医 波多野 尚樹

指導歯科医の直接の指導を中心とし、指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

各指導歯科医は相互に連携をとりプログラムの遂行をはかる。

V. 研修期間及び研修内容

(1) 研修期間

1年間とする(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 管理型臨床研修施設

- ① 研修期間 8～9ヶ月
- ② 研修内容 コミュニケーションスキル
 歯科疾患の予防と治療についての患者教育
 診療補助を行いながら歯科医師としての基本的知識及び診療技術の習熟
 指導歯科医管理下での一口腔一単位制の研修

(3)協力型(Ⅰ)臨床研修施設

- ① 研修期間 3ヶ月
- ② 研修内容 東京医科大学病院にて口腔外科外来病棟研修、全身管理

(4)協力型(Ⅱ)臨床研修施設

- ① 研修期間 0～30日以内
- ② 研修内容 ファミリー歯科医院・波多野デンタルオフィス新都心にておいて 外来患者の多様性を研修

臨床研修スケジュール(年間)

臨床研修スケジュール(年間)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<管理型>	波多野デンタルオフィス新都心 文会ファミリー歯科医院 一口腔一単位制					医)志							
						口腔外科							
<協力型(I)>	東京医科大学病院 <協力型						30日以内の研修						
(II)>	入院症例						----- 1期 2期 3期						

VI. 評価に関する事項

- ① 年2回研修管理委員会を開催し、各研修歯科医の研修内容の目標到達について評価を行う。
- ② 臨床研修の修了認定は波多野歯科医院および協力型(Ⅰ)(Ⅱ)臨床研修施設の指導歯科医からの評価報告及び自己評価、歯科衛生士、歯科助手、歯科技工士等からの多面評価にもとづいて波多野歯科医院臨床研修管理委員会が総合評価を行い、承認後、院長が修了証を交付する。

【修了判定を行う項目】

ポートフォリオの記載、レポートの提出、研修評価シートの記載状況

【修了判定を行う基準】

ポートフォリオ内の項目が全て記載されている

レポートについて指導歯科医から評価を受けている

研修評価シートの評価記録項目すべてに記載があり、点数が半分以上である

さらに総括的評価が4段階評価中の2以上である

VII. 募集定員、募集方法及び採用の方法

(1) 募集定員

3名

(2) 募集方法及び採用の方法

- ① 募集要項を波多野歯科ホームページに掲載し公募する。申請者は必要書類をそろえ郵送する。
- ② 書類審査、実技及び面接による評価から申請者に順位を付け、マッチング方式により採用者を決定する。

VIII. 研修歯科医の処遇

- 1) 研修歯科医は常勤とする
- 2) 研修手当：月額300,000円
- 3) 勤務時間：午前9時～午後6時30分(週40時間)、
休憩時間 午後1時～午後2時30分(1時間30分)
- 4) 有給休暇：10日 夏季、冬季休暇 有
- 5) 時間外勤務：有(場合により1日1時間前後の残業・手当は本給に含む)
- 6) 当直勤務：無
- 7) 宿舎：無
- 8) 院内の室：有
- 9) 保険：健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険
- 10) 健康診断：年1回
- 11) 歯科医師賠償責任保険：医療機関において加入、個人は強制加入(費用については当院負担)
- 12) 外部の学会、研修会等の参加：可 参加費用支給：なし

IX. 具体的な研修目標

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮す

- る。① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常の業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。⑤ 医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。

② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。

③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図

る。

- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

初診患者に対し、①から⑥までを一連で実施する。(30 症例)
患者ごとに各項目を均等になるよう実施する。

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
〈初診時医療面接、再診時医療面接〉
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
〈口腔内診察、頭頸部診察、各種検査の必要性の判断〉
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
〈エックス線検査、咬合検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査〉
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
〈担当患者の診断に関する口頭試問〉
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
〈診療計画に関するカンファレンス参加、プロトコール作成〉
- ⑥ 必要な情報を整理した上でわかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。
〈患者への病状説明、インフォームドコンセント、同意書の取得〉

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
〈ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布〉(合計 30 症例)
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a. 歯の硬組織疾患
〈う蝕のコンポジットレジン修復、インレー修復、歯冠修復〉(合計 30 症例)
 - b. 歯髄疾患
〈抜髄処置、感染根管処置、歯髄保護処置〉(合計 30 症例)
 - c. 歯周病
〈スケーリング、SRP、歯周外科処置とその介助〉(合計 30 症例)

d. 口腔外科疾患

〈抜歯、抜歯の介助(埋伏歯を含む)、縫合、膿瘍切開〉(合計 30 症例)

e. 歯質と歯の欠損

〈歯冠補綴、部分床義歯の治療、全部床義歯の治療〉(合計 30 症例)

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

〈長寿歯科健診の見学または実施〉(5 症例)

③ 基本的な応急処置を実践する。

〈疼痛、外傷、修復物脱離、義歯破損への対応〉(合計 30 症例)

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

〈担当患者の診療に必要なバイタルサインを測定し、全身状態を評価する。〉
(10 症例)

⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。

⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3) 患者管理

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。〈高血圧及び糖尿病で医科診察中の患者に、歯科治療上の問題点と服用薬剤等について説明する。〉(10 症例)

② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

〈心拍及び血圧の状況に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。〉(10 症例)

- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。
〈入院患者に療養上の留意事項を説明し、周術期口腔機能管理を行う。〉（10 症例）

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

2. 歯科医療に関する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下

リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3) 地域保健

① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

③ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。

③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

X. 症例数

(1) 到達目標達成に必要な症例数 合計 285 症例

(各目標症例数の6割以上を経験、かつ、1症例以上経験) (2) 経験することを目標とする症例数 合計 430 症例